



# 議会活動レポート

市長へ提言書を提出 —令和2年11月13日—



## 「風水害の防災対策」政策討論会

令和2年度、全議員が参加する市議会政策討論会では「風水害の防災対策」をテーマに、「河川」「土砂災害」「避難」の3チームに分かれて討論を重ねました。その結果をまとめ、提言書としました。

少しでも災害の軽減がなされるよう、住宅補強支援制度等の創設や災害情報の発信方法の検討、避難所の見直しなどについて提言しています。



## 「緑化推進によるまちづくり」

### 総務建設委員会

総務建設委員会では、令和元年～2年度に「緑化推進によるまちづくり」に関する勉強会や視察、研究・検証を進めてきました。この度、委員の総意として緑化推進のための課題と意見が詰まった提言書がまとまりました。市のみどりを維持・推進していくためのみどりのゾーン分けとみどりのまちづくりの提案が盛り込まれています。

## 議会豆知識

この議会だよりが発行される頃は、菊川市議会議員選挙が終わり、新しい議員による議会が始まっています。従って今回は本会議の基本である『質疑・質問』について考えましょう。

### 「質疑・質問」

議案に対し疑問があるときは議場で質疑を行います。

『質疑』とは、現に議題となっている議案に対する疑義をたずねること。自己の意見を述べることはできません。また、委員会に付託される議案についての質疑は、委員会・分科会（一般会計の予算・決算についての審議は2つの分科会に分けて行います）で行うことになります。

菊川市議会では、委員会・分科会においては事前質問を提出することになっています。的確な質問と正確な答弁を求めるためです。事前質問を提出せず、他議員の質問への関

連質問を長々と行うことは避けたいものです。

『質問』では、菊川市の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をたずねることができ、会派代表者による「代表質問」と議員個人による「一般質問」があります。決められた期日までに、「一般（代表）質問発言通告書」の提出が必要で、質問内容全文を記載し提出します。一般質問は行財政全般にわたる議員主導の政策論議であり、質問する議員も受ける執行機関も共に十分な準備が必要のため、通告制が採られています。

一般質問は議長の許可を得て行うため、通告内容が市の行政に関係ないものや議会の品位を傷つける恐れのあるものは議長が許しません。また、通告外の質問もできません。質問ですから、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは現に慎むべきであります。

